糸魚川市地域通貨加盟店決済機器導入支援補助金

デジタル地域通貨「翠ペイ」の加盟店に対し、決済端末機器の導入費等の助成を行います。

	(1) 申請時において地域通貨翠ペイの加盟店として登録された店舗を有する加盟事業者
対象者	※翠ペイ専用カードタイプの決済対応が可能な店舗に限る
	(2) 市税等を滞納していないこと
	(3) 糸魚川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者
対象	◆令和5年10月1日から令和6年2月20日の期間内に導入から支払いまで完了した、
	デジタル地域通貨翠ペイの決済環境整備にかかる下記の費用
	補助対象経費
	デジタル地域通貨 翠ペイの決済に使用する読取端末機器の購入費及び設置に伴う費用
	① 決済機器及び付属品の購入費用
	※決済アプリ等に対応するため iOS12 以上、Android6.0 以上の端末を推奨します
	② 本体機器を据え付けるための設置費用
	③ 決済機器購入に伴う初期設定費用
	④ 決済機器の設置に伴う通信回線の開設に要する費用(登録代行手数料等)
	⑤ 決済機器と接続等を目的とした既存システム等の改修費用
	※上記①~④の内、領収書等の支払証拠資料により支払金額が確認できる経費に限る
	◆ただし、次の経費は除く。 (A) 25 (元本 D) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A
	(1)通信費用、(2)租税公課(消費税や公共料金等)、(3)振込手数料、代引手数料
	(4)国、県、本市その他のこれらに準ずる団体の補助金申請と補助対象経費が重複している
	もの。(重複している場合は、申請することはできません。) (1) 補助率 補助対象経費の2/3以内の額(1,000円未満切捨て)
補助	(2) 上限額 ① 原則、1店舗につき 1台 5万円
金額	② 店舗に設置する決済機器が複数台あり、市長が特に必要と認める場合は
	決済機器台数 ×5 万円
	(1) 交付から原則3年間、デジタル地域通貨 翠ペイへの加盟を継続すること
交 付 条 件	(2) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の
	属する会計年度の翌年度から5年間保管すること
補助回数	1事業者につき1回限り
提出書類	(1) 交付申請書兼実績報告書 (2) 補助対象経費の領収書等の写 (3) 経費明細表
申請期間	令和5年11月1日から令和6年3月7日まで(広報おしらせばん10月25日号掲載)
提出先	 糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会)
問合先	(1) 申請に関するお問合せ
	条魚川経済団体連絡協議会 事務局 糸魚川商工会議所 025-552-1225
	(2) 制度に関するお問合せ
	糸魚川市総務部企画定住課企画政策係 電話 025-552-1511(代表)
	電子メール: kikaKu@city.itoigawa.lg.jp